

# 沖縄ろう学校「通級指導教室」の手引き

## I. 沖縄ろう学校における通級指導の規定

1. 通級による指導の定義
2. 指導対象
3. 指導形態
4. 指導曜日・時間設定
5. 指導内容
6. 保護者・在学期との連携
7. 留意事項
8. 通級指導教室を遅刻・欠席する場合
9. 在学期における指導要録の取り扱い
10. 交通費について
11. 通級指導教室へ通学時の事故について



## II. 沖縄ろう学校における通級指導の決定及び終了までの手順

1. 沖縄ろう学校「通級指導教室」申込み手続き手順(新規)
2. 沖縄ろう学校「通級指導教室」申込み手続き手順(継続)
3. 教育課程編成の取り扱い及び通知手順
4. 沖縄ろう学校「通級指導教室」指導曜日・時間決定の手順
5. 沖縄ろう学校「通級指導教室」終了の手順

○ この手引書は、下記㉑～㉔の資料を基に作成しています。

㉑ 『通級による指導実施要綱』平成6年5月13日 教育長決裁

㉒ 『通級による指導実施要領（「教皇第20033号 平成20年4月1日」一部改正）』  
平成6年5月13日 教育長決裁

\*㉑㉒は、平成17年度 沖縄県教育委員会発行「障害児就学指導必携」に掲載

㉓ 平成19年文部科学省編著『改訂版 通級指導による指導の手引●解説とQ&A』

㉔ 小学校及び中学校学習指導要領の総則

㉕ 平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育長通知

\*なお、本手引中の【様式1～6】は、上記㉑に示されています。また、【沖ろう 様式ア・イ】は、通級指導教室の受理決定後、本校が配布します。

# 1. 沖縄ろう学校における通級による指導の規定

沖縄県立沖縄ろう学校

## 1. 通級による指導の定義

- 通級による指導とは、小学校又は中学校の**通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童生徒**に対して障害の状態に応じて特別の指導の場（以下「通級指導教室」という）で行われる特別の指導をいう。  
（『通級による指導実施要綱』平成6年5月13日 教育長決裁 第2条より）

## 2. 指導対象

- 聴覚に障害があり、きこえやことばに関する指導や支援が必要で、通級によって指導の効果が期待できる  
**公立小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒。**

- 言語学級や難聴・特別支援学級・盲・聾・特別支援学校の児童生徒は対象にはなりません。
- 通級による実施要綱第6条により、沖縄ろう学校の通級指導教室の対象とならない場合があります。

### （通級による指導（難聴）の対象者）

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育長通知）

## 3. 指導形態

- 通級児童生徒が、沖縄ろう学校の**通級指導教室に来て指導を受けます。**
- **個別指導**で一人ひとりのニーズに合わせて指導をします。
- 通級時の交通安全とともに、指導へのよき理解者・協力者となっていただくために、**保護者の送迎・同伴**を基本とします。児童生徒自身が自力で通級指導教室へ来る場合は、『通級指導教室登下校の安全確保に関する確約書』【沖ろう 様式イ】を提出してもらいます。保護者との話し合いで、安全面の確認や、通級指導教室の意義を理解し家庭と学習指導の協力・連携ができると確認がとれ、沖縄ろう学校の校長が承認した場合に許可します。  
\*非常時や災害の時は、保護者の迎えを要請することもあります。

## 4. 指導曜日・時間設定

- 通級による指導においては、通常の学級の授業の一部に変えて通級による指導を受ける場合と、通常の学級の授業に加えて放課後等に通級による指導を受ける場合が考えられます。

- 時間割を見ながら、通級可能な曜日・時間の希望を保護者・児童と担任が相談して『沖縄ろう学校「通級指導教室」希望時間調査書』【沖ろう 様式ア】を本校に提出後、他の児童生徒と調整を行い決定後在学期に通知します。

#### <曜日・時間設定>

月曜日～金曜日

① 1 時 50 分～3 時 20 分

① ② のどちらか週 1 回 90 分

② 3 時 30 分～5 時

(1 単位時間 45 分)

- 相談に応じて時間調整ができる場合があります。但し、沖縄ろう学校において会議等がある時間帯の設定や変更はできません。
- 中学生が、在学期の授業時間内に行う場合は 100 分 (1 単位時間 50 分) の指導となります。
- 在学期の授業時間内に通級による指導を受ける場合、遅刻や早退とならず、在学期で授業を受けたものとみなされます。但し、通級担当者が当該児童生徒校種の教員免許状を有している場合に限りです。

(例：小学生指導の場合→小学校教員免許状を所有 中学生指導の場合→中学校教員免許状を所有)

## 5. 指導内容

### ① 聴覚活用の指導

- 補聴器を適切に装用する指導
- 聴覚学習：聴く態度の育成、聞き取りの練習、音声の聴取及び弁別（聞き分け）の指導

### ② 言語指導

- 日常の話し言葉の指導、発音・発語の指導
- 語彙拡充（言葉の数を増やし理解するための）指導
- 言語概念の形成を図る指導
- 日記等の書き言葉の指導

### ③ 障害認識の指導

- 難聴に対する自己認識（自分なりの受け止め）の指導

### ④ 学級適応のための指導

- 周囲の人たちの思いなどについて理解を深めることにより、通常の学級における学習や生活を円滑に行うことができるようにするための援助や助言

### ⑤ 各教科の補充指導(対象：小学生)

- きこえにくさからくる教科学習に遅れがある場合の補充指導(国語・算数の文章題・音楽など)

\* 通級による指導として各教科の補充指導を行う場合、中学校においては当該教科の免許状が必要となります。

✚ 1～4の指導が基本的な指導となります。

(平成 19 年文部科学省編著『改訂版通級指導による指導の手引●解説と Q&A』: 49、77、94 頁より参照)

## 6. 保護者・在-schoolとの連携

### 『通級指導における指導計画』

- 通級指導時に、保護者・本人との面談や諸検査等で実態把握をして『通級指導における指導計画』を作成し、指導を進めていきます。

### 『通級指導における指導の記録』

- 通級指導時の学習の様子等を『通級指導における指導の記録』として報告します。

### 情報提供・情報交換

- 連絡帳や面談・話し合い、相互の授業見学等を通して、在-schoolの学級担任やコーディネーター・保護者との連携を図り、情報提供・情報交換を行う中で適切な指導ができるようにします。
- 『通級指導における指導計画』『通級指導における指導の記録』の文書を、年度初めや学期末に**保護者に配布**したり、**在-schoolへ送付**するか**学校訪問**を行い話し合いを行ったりしています。担任・コーディネーターとお互いに得た情報を基に話し合い、より理解を深めるとともに、それぞれの指導に役立てられるようにします。

- 通常の学級における指導と通級による指導とが共に効果的に行われるためには、それぞれの場における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにするなどして連携に努め、指導の充実を図ることが重要といえる。  
(小学校及び中学校学習指導要領の総則 解説より)

### 在-schoolでの聴覚障害の授業・研修

- 要望に応じて、在-schoolで、健聴児への難聴理解のための授業や職員への研修等を行います。  
\*講師依頼文の提出と旅費の負担は、在-schoolでお願いします。

## 7. 留意事項

### 教育課程の時間内に通級による指導を受ける場合の工夫

- 通常の学級の授業の一部を抜けて通級指導教室において指導を受ける場合には、その部分の学習を家庭で行うことができるよう宿題や課題を出したり、必要があれば放課後などに補充的な指導を行ったりすることなどが考えられます。・・・算数(数学)や英語などの積み上げが必要な学習で、その指導を受けないと内容が解らなくなるような教科を避ける工夫や、家庭学習で補いやすい内容を学習している時に通級による指導を受けるようにするなど、それぞれの学校や学級での工夫・調整が必要となります。
- 小学校などの教育課程はそれを一通り履修することによって教育が成り立つわけですから、毎回、同じ教科の授業が受けられなかったり、特定の教科や特別活動、道徳の内容のすべてが履修できなかったりしてしまうことは望ましくありません。

(平成19年文部科学省編著『改訂版 通級指導による指導の手引●解説とQ&A』:55、64頁より)

## 8. 通級指導教室を遅刻・欠席する場合

- 予定されていた通級指導教室を遅刻・欠席する場合は、保護者や担任より連絡帳や電話・メール等で**事前に連絡**をしてください。
- 沖縄ろう学校の予定（行事の振り替えや出張等）で通級指導教室が休みとなる場合も、通級担当より担任や保護者に連絡帳などを通して事前に連絡します。

## 9. 在学校における指導要録の取り扱い

- 沖縄ろう学校が作成した『通級指導における学習指導の記録』に基づいて、**指導要録の様式2**（指導に関する記録）の「指導上参考となる諸事項」の欄に、**通級による指導を受ける学校名、週当たりの通級による指導の授業時数及び指導期間を記載**すること。また、通級による**指導の内容及び指導の成果**に関しては、**必要に応じて、指導要録の様式2の同欄に記載**するものとする。

（『通級による指導実施要綱』平成6年5月13日 教育長決裁 第20条より一部引用）

記入例）

本年度も引き続き、沖縄ろう学校通級指導教室にて、週当たり2時間（4月から3月まで）指導を受けた。  
（指導の内容及び指導の成果に関しては、必要に応じて『通級指導における指導の記録』から抜粋して記入。）  
改善のあとが見られるが、さらに継続して指導を受ける必要がある。

## 10. 交通費について

- 学校教育法施行規則第73条の21の規定に基づき、特別な指導の場で通級による指導を受ける児童生徒の通学費については、その通学に係る特別に要する交通費（他の学校の「通級指導教室」に通学するために必要な交通費）を就学奨励費の補助対象としています。

（平成19年文部科学省編著『改訂版 通級指導による指導の手引●解説とQ&A』：104、141～143頁より）

「特殊教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」別記3（2）注1

「要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱」別記2（注）参照。

\*この就学奨励費については、各市町村教育委員会によって、取り扱いが異なりますので、市町村教育委員会に直接、問い合わせください。

## 11. 通級指導教室へ通学時の事故について

- 他校における通級による指導は、当該児童生徒が在籍する学校の正規の管理下にあることを示すものとして独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に規定する「児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合」に該当します。したがって、他校への通級の途上での事故については、災害給付を受けることができることとなります。

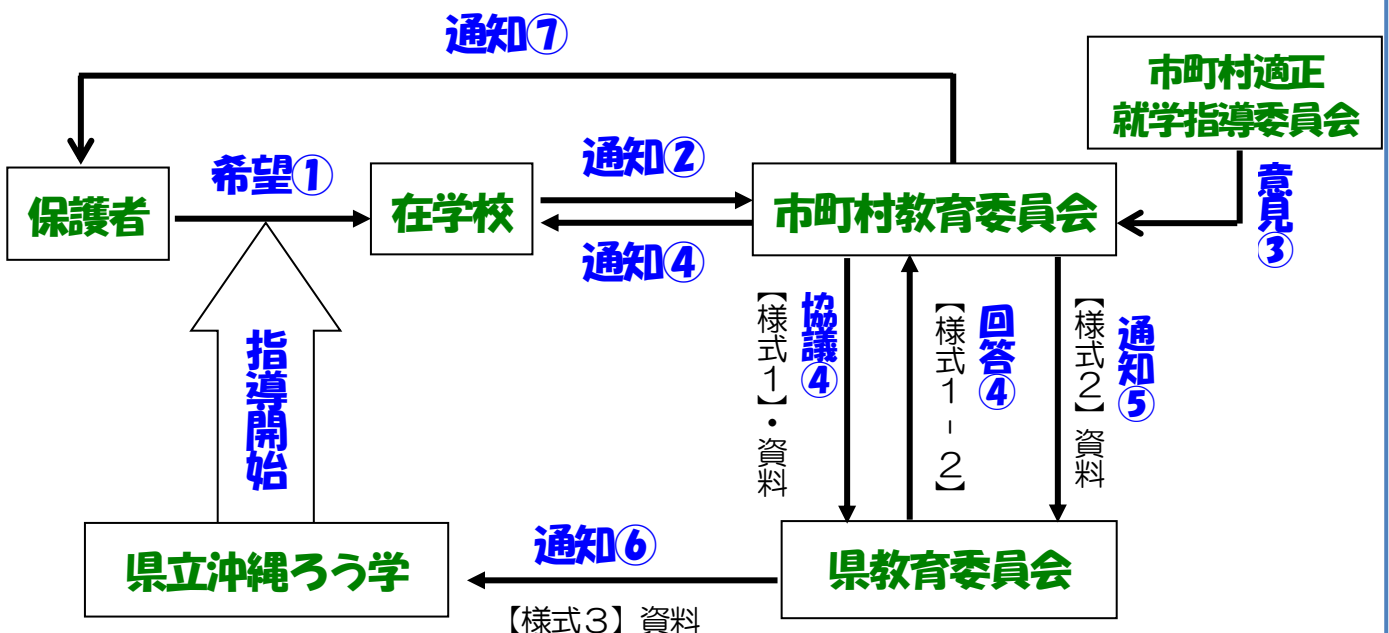
（平成19年文部科学省編著『改訂版 通級指導による指導の手引●解説とQ&A』：105頁より）

## II. 沖縄ろう学校における通級指導の決定及び終了までの手順

- ✦ 在 school、各市町村教育委員会は、以下の要綱等の規定を基に県教育委員会等との手続きを行ってください。
- ㊦『通級による指導実施要綱』平成6年5月13日 教育長決裁
- ①『通級による指導実施要領（「教県第20033号 平成20年4月1日」一部改正）』  
平成6年5月13日 教育長決裁
- \*㊦①は、平成17年度 沖縄県教育委員会発行「障害児就学指導必携」に掲載
- \*【様式1～6】は、上記①に示されています。また、【沖ろう 様式ア・イ】は、通級指導教室の受理決定後、本校が配布します。

### 1. 沖縄ろう学校「通級指導教室」申込み手続き手順（新規：年度途中の申込み可）

- ① 保護者が在 schoolに通級希望の申し出。
- ② 在 schoolの校長が通級指導を必要と判断した場合、市町村教育委員会へ通級希望の通知  
(市町村教育委員会への通知)第2条：【様式：市町村員会で定める】
- ③ 市町村教育委員会は、市町村適正就学指導委員会の意見を聞き認定  
(市町村教育委員会の認定)第3条
- ④ 市町村教育委員会と県教育委員会が協議と回答・在 schoolの校長に通知  
(通級指導校の通知)第4条  
協議書【様式1】(市町村就学指導委員会の資料等を添付)、回答【様式1-2】、通知
- ⑤ 市町村教育委員会から県教育委員会へ在 school名と氏名等を通知  
(児童生徒の氏名等の通知)第5条：市町村教育委員会→県教育委員会に対して【様式2】  
(市町村就学指導委員会の資料等を添付)
- ⑥ 県教育委員会から沖縄ろう学校へ在 school名と氏名等を通知  
(児童生徒の氏名等の通知)第5条：県教育委員会→沖縄ろう学校【様式3】  
(市町村就学指導委員会の資料等を添付)
- ⑦ 市町村教育委員会から保護者へ通級指導決定の通知 (保護者への通知)第9条



## 2. 沖縄ろう学校「通級指導教室」申込み手続き手順（継続）

- ① 沖縄ろう学校より、在學校に継続申請に関する（手続き）文書を発送。
- ② 在學校の担任・保護者が相談後、記入して返送。（2月頃）
- ③ 本校が、県教育委員会に継続申請の手続き。



## 3. 教育課程編成の取り扱い及び通知手順

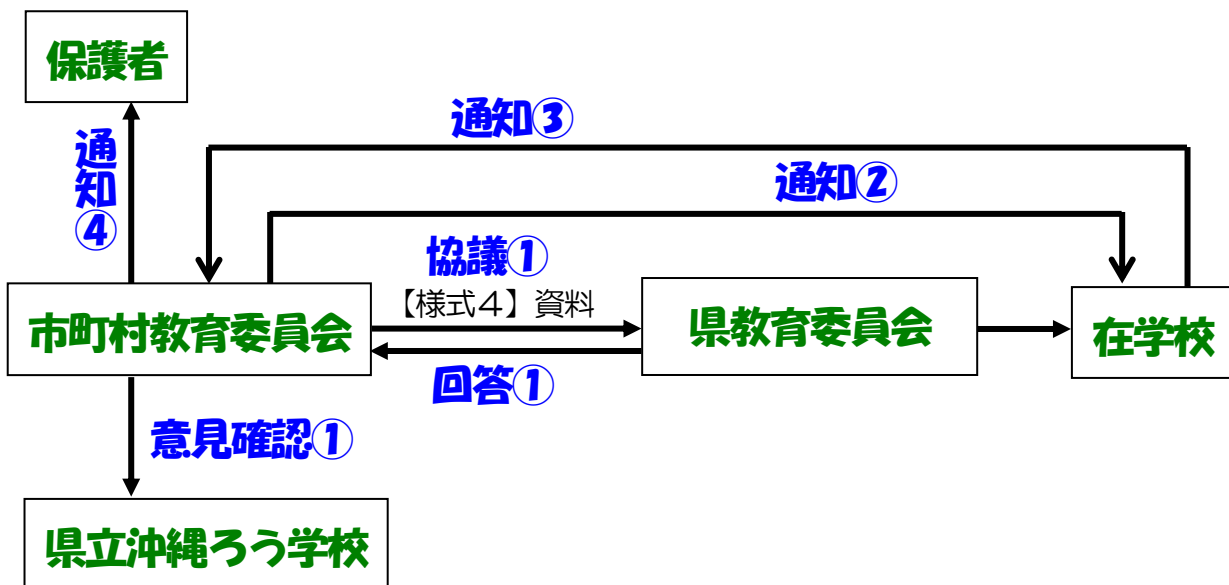
(特別の教育課程)

\*通級による指導は、特別の教育課程によることができます。（第10条）

\*沖縄ろう学校通級指導教室で受けた授業を特別の教育課程にかかる授業とみなすことができます。（第11条）

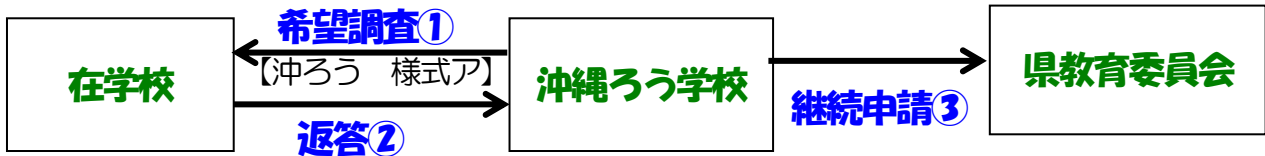
(特別の教育課程の編成等)

- ① 市町村教育委員会は、沖縄ろう学校の校長の意見を聞いた上で、教育課程の編成について県教育委員会と協議（第6条）協議書【様式4】（市町村就学指導委員会の資料等を添付）  
回答【様式4-2】
- ② 市町村教育委員会は、通級指導校における指導内容及び指導時間を在學校の校長に通知（第7条）
- ③ 在學校の校長は、特別の教育課程を編成して市町村教育委員会に通知（第8条）
- ④ 市町村教育委員会は、通級指導校、日時など必要な事項を保護者に通知（第9条）



#### 4. 沖縄ろう学校「通級指導教室」指導曜日・時間決定の手順

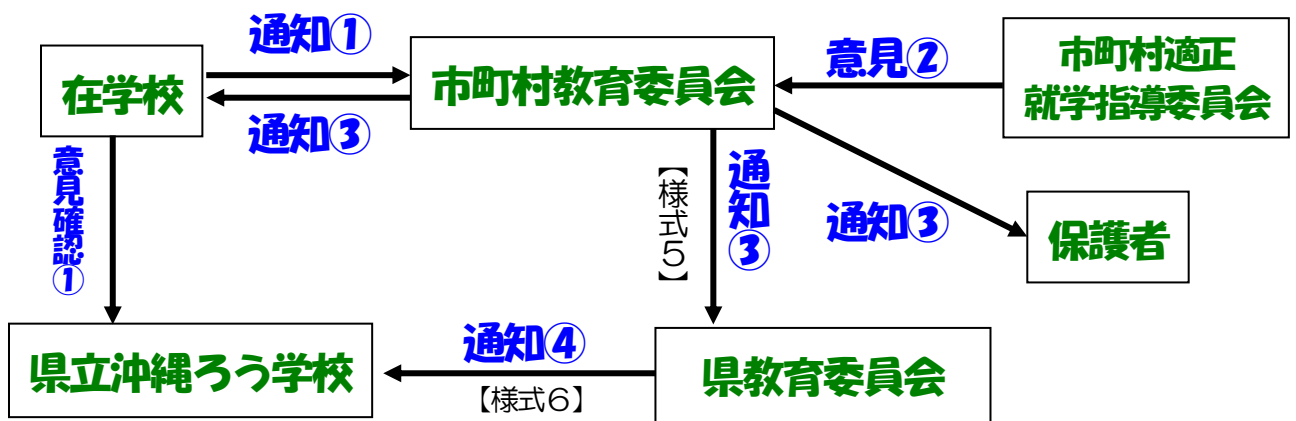
- ① 沖縄ろう学校より指導曜日・時間の「『通級指導教室』希望時間調査書」を在 school コーディネーターへ FAX。【沖ろう 様式ア】
- ② 在 school の担任・保護者と確認の上、沖縄ろう学校に FAX 返信。（4 月初旬、通級申請後）
- ③ 沖縄ろう学校で、通級指導教室希望児童全員の調整を行った上で、決定曜日・時間、今年度の通級開始日を明記し、後日 FAX 返信。



#### 5. 沖縄ろう学校「通級指導教室」終了の手順

(通級による指導の終了)

- ① 在 school の校長は、沖縄ろう学校長の意見を聞いた上で、市町村教育委員会に通知（第 10 条）
- ② 市町村教育委員会は、市町村適正就学指導委員会の意見を聞いて認定（第 11 条）
- ③ 市町村教育委員会は、県教育委員会【様式 5】、在 school 校長、保護者に通知（第 12 条）
- ④ 県教育委員会は、沖縄ろう学校に通知（第 12 条）【様式 6】



- 通級終了時は、沖縄ろう学校において学期末に作成している「通級指導教室における学習指導の記録」の下部欄へ、本校小学部通級指導教室での指導を終了する旨と終了の理由（小学校卒業、転校、言語学級在籍等）を明記する。